

文部科学省における大学等の看護学教育・臨地実習に関する検討の経緯

医科大学等設置調査会看護学部部会（昭和49年）

看護学部を設置する必要性やその形態について検討した結果、大学における看護学教育について以下の提言が行われた。

- ・医学・医療の高度化に伴い、看護短期大学の増設を急ぐため、その教員等指導者層を確保するために、看護大学(看護学部)の設置を急ぐ必要がある。
- ・実習病院の必要性に鑑み、医学部をおく大学に看護学部を設置することが望ましい。
- ・専門教育科目については看護学の立場から統合、再構成された内容とする。従来の看護教育の在り方を再検討してその教育内容を精選集約することが必要である。なお、この措置により、保健婦、助産婦、看護婦の国家試験受験資格要件を満たすことが可能となるが、助産教育はコースの選択制を設けることについても配慮する必要がある。

大学・短期大学における看護教育の改善に関する調査研究協力者会議（平成7年）

看護系大学・短期大学に適用される保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(以下、指定規則)について、平成3年に大綱化が行われた大学設置基準・短期大学設置基準の趣旨を踏まえ、その弾力化について検討を行い、以下の提言を行った。

- ・指定規則は教育内容と教育条件の水準確保という機能を果たしているが、大学・短期大学の発展にふさわしい規定が必要である。
- ・大学・短期大学が教育理念・目的に基づき体系的な教育課程を編成しやすいように、授業科目等に関する個別かつ詳細な規定の簡素化を図る(個別の授業科目の規定を廃止し、大枠と必要総単位数を示す)。
- ・指定規則に規定する教育内容の水準が大学・短期大学において担保されうるように配慮する。
- ・可能な限り大学設置基準との整合性をはかる(単位制の導入)。

看護学教育の在り方に関する検討会(第二次)（平成16年）

平成14年の第一次検討会では、看護実践能力育成における臨地実習の意義として、看護の臨地実習は、看護職者が行う実践の中に身を置き、看護職者の立場でケアを行うことである。この学習過程では、学内で学んだ知識・技術・態度の統合を図りつつ、看護方法を習得する。学生は、対象者に向けて看護行為を行い、その過程で、学内で学んだものを自ら実地に検証し、より一層理解を深める。(中略)看護の方法について、「知る」「わかる」段階から「使う」「実践できる」段階に到達させるために臨地実習は不可欠な過程であると位置付け、「看護実践を支える技術学習項目」を示した。それに続いて、第二次検討会では、学士課程の教育課程について、看護実践能力の卒業時到達目標を示した。また、到達目標の設定にあたり、教育課程の特色を以下の5点に整理した。

- ・保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を教授する課程であること。
- ・看護生涯学習の出発点となる基礎能力を培う課程であること。
- ・創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程であること。
- ・人間関係形成過程を伴う体験学習が中核となる課程であること。
- ・教養教育が基盤に位置づけられた課程であること

大学・短期大学における看護学教育の充実に関する調査協力者会議（平成19年）

指定規則改正案を看護系大学等へ適用する場合の課題等について検討を行った。その報告書の中で、以下の提案を行った。

- ・侵襲的処置とそれに伴うケアについては、免許取得前の臨地実習で取得すべきものと、卒業後の研修の中で修得することが相応しいものとの峻別が必要。
- ・将来的には、看護系大学等の教員が中心となって、指定規則の趣旨を上回る教育の質の保証体制の在り方を主体的に研究していくことが望まれる。

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（平成23年）

学士課程における看護学基礎カリキュラムによる看護学教育の在り方、新たな看護学教育とその質の保証の在り方および、大学院における高度専門職業人養成の在り方について検討した。看護実践能力の養成における課題として、主体的に考え行動することができる能力や、国家資格を得るに足る職業アイデンティティの醸成、卒業時の看護実践能力の強化が挙げられた。臨地実習に関しては、小児看護学、母性看護学領域の実習施設の不足を受けた実習環境の充実の必要性が示された。報告書では学士課程について以下のように提案した。

- ・保健師養成を各大学が自身の教育理念・目標や社会のニーズに基づき、選択可能とする。
- ・「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」を策定。

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（平成29年）

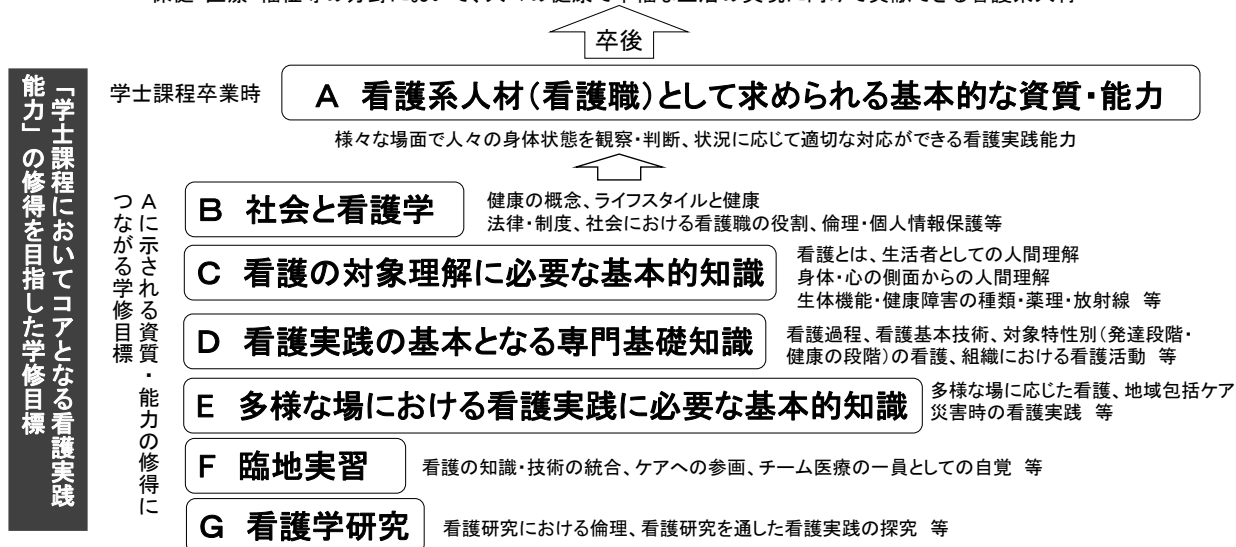
学士課程における看護職養成の充実と社会に対する質保証に資するため、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を策定した。

看護学教育モデル・コア・カリキュラムは、看護系の全ての大学が看護師養成のための教育（保健師、助産師、看護師に共通して必要な基礎となる教育を含む）において、共通して取り組むべきコアとなる内容を抽出し、各大学におけるカリキュラム作成の参考となるよう学修目標を列挙したものである。臨地実習について、「看護の知識・技術を統合し、実践へ適用する能力を育成する教育方法の一つである。看護系人材として求められる基本的な資質と能力を常に意識しながら、多様な場、多様な人が対象となる実習に臨む。その中で、知識と技術の統合を図り、看護の受け手との関係形成やチーム医療において必要な対人関係能力や倫理観を養うとともに、看護専門職としての自己の在り方を省察する能力を身に付ける」と位置付け、35項目の学修目標が示された。

看護学教育モデル・コア・カリキュラムの構成

(生涯を通して) ○看護系人材として求められる基本的な資質・能力

保健・医療・福祉等の分野において、人々の健康で幸福生活の実現に向けて貢献できる看護系人材



大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（平成31年）

臨地実習に関する課題として①在院日数の短縮から受け持ち患者の選定が難しくなっている、②医療安全の観点から看護学生が実践できる看護ケアの範囲が縮小され体験できる内容が制限されている、③臨地実習に行っても実際は見学にとどまる内容となっている、④臨地での実習時間が短くなり、体験学習の機会が少なくなっている、⑤確保できる実習先に合わせた実習内容にとどまる、⑥臨地実習の体験をそれまでの学修の統合やさらなる学修へと効果的に導いていないなどが列挙された。看護学教育モデル・コア・カリキュラム「F 臨地実習」に明示された学修目標を達成するため、大学、実習施設及び学生に対する指針として、「看護学実習ガイドライン」を策定した。

参照基準として位置づく看護学実習ガイドラインは、大学教育における臨地での実習の特質を明確にしつつ、実習の質を保証し、充実に向け必要と考えられる教育方法や実習科目の体制づくりにおける基本的な考え方を示すものである。

本看護学実習ガイドラインは、Ⅰ 看護学実習ガイドライン策定の趣旨、Ⅱ 大学と実習施設との連携・協働体制の構築、Ⅲ 看護学実習前の調整、Ⅳ ケアへの参画における指導方法、Ⅴ 評価方法より構成され、各大学でのカリキュラムの策定・改正や実習要項の作成・改変の際、または実習施設との連携・協働体制の構築に活用されることを意図している。

さらに検討会では、①臨地実習の教員の教育力の保証、②アクティブラーニングの活用等教育方法の工夫により、同じ単位・時間の中でももっと多くを学修できるのではないかと捉え、講義・演習・実習の教育方法を検討すべきではないかという意見が示された。